

## ○教育職員免許状手続

### ・概要

- (1) 教育職員は、各相当の免許状を有する者でなければならない。
- (2) 免許状の種類
  - ① 普通免許状  
学校の種類ごとに、教諭の免許状、養護教諭の免許状、及び栄養教諭の免許状にわかれ、それぞれ専修免許状、一種免許状、二種免許状（高等学校教諭の免許状は、専修免許状及び一種免許状）に区分される。  
授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県で効力を有する。
  - ② 特別免許状  
学校の種類ごとの教諭の免許状。  
授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、免許状を授与した都道府県でのみ効力を有する。
  - ③ 臨時免許状  
学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状。  
授与したときから3年間、その免許状を授与した都道府県でのみ効力を有する。

### ・関係法令等

- (1) 学校教育法
- (2) 学校教育施行令
- (3) 教育職員免許法
- (4) 教育職員免許法施行規則
- (5) 教育職員の免許状に関する規則

### ・事務処理

時 期	処 理 内 容
事由発生	出願、書換手続内容の確認
申請 又は書換	出願書類と添付書類の整理
交 付	本人への交付
記 載	履歴書等に辞令内容を記載する
保 管	教員免許については本人保管

### (1) 普通免許状の出願

事項	手続先	手 続 内 容
普通免許状の出願	学校	(1) 出願における基礎資格の確認 ① 適用規定（条・項等）の確認 ア 学歴、所要資格、所有免許状、実務経験年数等 ② 必要単位数及び修得単位数等の確認 ③ 単位の取得時期及び実務経験年数の開始時期控除期間等に留意する (2) 出願書類の確認 確認した所要資格（適用規格）に基づき、「出願書類一覧表」で照合する (3) 出願書類の作成 ① 県教育委員会が指定した様式（所轄教育事務所所有のもの）により作成し、指定様式以外の書類はその証明機関が発行するものとする ② 各指定様式記入例における留意点に注意する

事項	手続先	手 続 内 容
普通免許状の出願	教育事務所	(1) 出願書類の提出 ① 提出時期 当該出願事由の発生後、その都度すみやかに行うものとする ただし、所轄教育事務所長が別に期日を指定した場合は、これによるものとする（年度末、年度初めの出願時期に注意） (2) 手数料 ① 普通免許状の授与 授与手数料3,300円 ② 検定による普通免許状の授与 授与手数料3,300円及び検定手数料1,700円 ③ 収入証紙を貼付する箇所に注意すること

## (2) 臨時免許状の出願

事項	手続先	手 続 内 容
臨時免許状の出願	学校	(1) 採用要件の確認 臨時免許状は、普通免許状所有者を採用できない場合に限り授与する免許状であるため、次の要件に留意すること ① 採用形態 ② 採用期間 ③ 採用予定者の最終学歴及び資格等 (2) 出願における所要資格の確認 ① 適用規定（条・項等）の確認 ② 採用予定者によっては、臨時免許状の更新時（同一免許状の2回以上の授与）に単位の修得を義務付けている場合があるので留意すること (3) 出願書類の確認 確認した所要資格（適用規定）新規、更新の別に基づき、「出願書類一覧表」で照合する (4) 出願書類の作成 ① 県教育委員会が指定した様式（所轄教育事務所所有のもの）により作成し、指定様式以外の書類はその証明機関が発行するものとする ② 各指定様式記入例における留意点に注意する
	教育事務所	(1) 出願書類の提出 ① 提出時期 当該出願事由の発生後、その都度すみやかに行うものとする ただし、所轄教育事務所長が別に期日を指定した場合は、これによるものとする (2) 手数料 ① 授与手数料1,800円及び検定手数料1,700円

## (3) 特別免許状の授与

事項	手続先	手 続 内 容
特別免許状の授与	教育事務所	(1) 特別免許と授与条件 特別免許状の授与は、広く一般社会人の中から教育職員に任命し、又は雇用することが、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認めた場合において行われるもので、推薦に基づいて行われる 教育職員検定により次のいずれにも該当する合格者に授与されるものである ① 学士の称号を有する者又は文科省大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者 ② 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者 ③ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と誠意、識見を持っている者 (2) 手数料 ① 授与手数料3,300円及び検定手数料1,700円

#### (4) 免許状の書換

事項	手続先	手 続 内 容
免許状の書換	学校	(1) 出願内容の確認 ① 免許状は、福島県教育委員会（又は福島県知事）が授与したものであること ② 氏名又は本籍地に異動があり、免許状の記載内容に変更が生じたこと ③ 県外で授与された免許状の場合は、免許状を授与した都道府県教育委員会に手続をすること (2) 出願書類の確認 「出願書類一覧表」で照合する (3) 出願書類の作成 ① 県教育委員会が指定した様式（所轄教育事務所所有のもの）により作成し、指定様式以外の書類はその証明機関が発行するものとする ② 各指定様式記入例における留意点に注意する
	教育事務所	(1) 出願書類の提出 ① 提出時期 当該出願事由の発生後、その都度願い出る ※ 福島県内間での本籍地異動の場合は書換の必要はない (2) 手数料 ① 書換手数料1,000円

#### (5) 免許状の再交付

事項	手続先	手 続 内 容
免許状の再交付	学校	(1) 出願内容の確認 ① 免許状は、福島県教育委員会（又は福島県知事）が授与したものであること ② 免許状を紛失又は焼失したこと ③ 免許状を破損又は汚損し、記載内容確認が著しく困難になってしまった場合であること ④ 紛失場所が自宅等であり、捜し出すことが可能である場合は、対象とならないので注意すること ⑤ 県外で授与された免許状の場合は、免許状を授与した都道府県教育委員会に手続をすること 他都道府県によっては、再交付しない場合もあるので、免許状の取扱いには充分注意すること (2) 出願書類の確認 ① 「出願書類一覧表」で照合する ② 「出願書類一覧表」で「その他必要とする書類」とは、次の書類を示す ア 紛失の場合は、紛失理由書（第13号様式） イ 焼失の場合は、消防署長の証明書 (3) 出願書類の作成 ① 県教育委員会が指定した様式（所轄教育事務所所有のもの）により作成し、指定様式以外の書類はその証明機関が発行するものとする ② 各指定様式記入例における留意点に注意する
	教育事務所	(1) 出願書類の提出 ① 提出時期 出願事由の発生後、その都度願い出る (2) 手数料 ① 再交付手数料1,200円